

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 3 月 18 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | 議案第19号 | 四万十町家地川地域活性化拠点施設条例について |
| 第 2 | 議案第20号 | 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第21号 | 四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 第 4 | 議案第22号 | 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 第 5 | 議案第23号 | 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第24号 | 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第25号 | 四万十町基金条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第27号 | 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第28号 | 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部
を改正する条例について |
| 第10 | 議案第29号 | 四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運
営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の
方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第30号 | 四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第31号 | 四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第32号 | 四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について |
| 第14 | 議案第33号 | 四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について |
| 第15 | 議案第34号 | 四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について |
| 第16 | 議案第35号 | 四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について |

- 第17 議案第36号 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について
- 第18 議案第37号 四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第19 議案第38号 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第20 議案第39号 四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について
- 第21 議案第40号 四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について
- 第22 議案第41号 四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について
- 第23 議案第42号 四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について
- 第24 議案第43号 四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について
- 第25 議案第44号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について
- 第26 議案第45号 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第27 議案第46号 四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第28 議案第47号 四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について
- 第29 議案第48号 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 第30 議案第49号 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について
- 第31 議案第50号 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について
- 第32 議案第51号 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について
- 第33 議案第52号 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について
- 第34 議案第53号 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
- 第35 議案第54号 地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 第36 議案第55号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について
- 第37 議案第56号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について
- 第38 議案第57号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第39 議案第58号 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について

第40 議案第59号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について

第41 議案第60号 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について

第42 議案第61号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について

第43 議案第62号 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について

第44 議案第63号 四万十町窪川B＆G海洋センターに係る指定管理者の指定について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第44まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	榎野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	下元昇君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	味元和義君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	清藤泰彦君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊谷敏郎君	危機管理課長	川上武史君
企画課長	山本康雄君	農林水産課長	池上康一君
にぎわい創出課長	植村有三君	税務課長	松田好文君
町民課長	本山桂三君	建設課副課長	竹内幸喜君

健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	武 内 伸 介 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	西 谷 典 生 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君	特別養護老人ホーム事務長	川 村 裕 之 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 三 宮 佳 子 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めて、おはようございます。

ただいまより令和 3 年第 1 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、議案第19号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番下元昇君。

○8 番（下元昇君） それでは、議案第19号について、質疑をしてみたいと思います。

先だっの予算勉強会の中でも担当者からある一定の説明を受けて、ほぼ施設整備は順調に仕上がってきておりまして、今年の 7 月にオープンする予定だと聞いております。地元でも10人以上の方がこの運営に参画するということで、人員もほぼ整っていると説明をいただきました。

そこで、議案説明資料21ページの一番下に書いておりますけれども、施設開設の 4 年目となる令和 6 年度以降には、運営や収支の状況を見定めながら、施設全体の業務を指定管理者による指定管理業務に移行することを、この後ですけれども、「検討します」とあります。これまでの執行部からの説明では令和 6 年以降には、私の勘違いかもしれませんが、1 階の部分、集落活動センター、それから 2 階の宿泊施設共に全て指定管理に移るかなというつもりで私はおったんですけれども、どうもそれははっきりまだしていないという説明でしたので、その点をちょっと確認したいと思います。

ここに書いてあるように、運営や収支の状況を見定めながらということですが、いわゆる町が出す補助金も併せて、下の集落活動センターには指定管理料は入るんですが、2 階の宿泊施設においても収支を見て、令和 6 年度以降には、まあまあこの状況では地元の方々に運営していけるという状況になると判断すれば、指定管理に移行するということでしょうか。その辺を確認したいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えします。資料では検討しますとなっております。基本

的には6月に説明をしたとおり、しっかりとした運営ができる体制にして地元の団体に指定管理をしたいという意向です。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 課長から答弁いただきましたけれども、一応この事業、令和6年度以降は指定管理に移行したいという答弁だったと思うんですけれども、例えば半年前までの収支を見て判断すると思いますけれど。このまま指定管理に移行しても大丈夫かなという判断は必要かなと思うんですけれども、当然、地元の方と協議して、指定管理で大丈夫ですかという確認をしていくと思うんですけれども、そこの辺り、地元との最終協議といえますか、するんでしょうね。

それとも、初めから令和6年度以降はいきますよということでしょうか。その点もう一度確認したいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えします。令和6年度からということですが、最初から無理なものを地元に移行するとなると、地元もプレッシャーといえますか、そういうものも感じると思いますので、集落支援員をそこへ配置してやっていきますので、移行までには地元と十分に協議を整えてスムーズに移行したいと思っています。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 地域の方もこういった事業を初めてやるわけですから大変だと思うんですけれども、十分に移行に当たっては行政と協議しながら進めていただきたい。

一つだけ心配事といえますか、実はこの窪川地域において、これまでの家地川の施設でも地域コンビニという身近な物販をやって、これもやはり収益の一つだと思うんです。その件に関して最近、私の耳にも入ってくるんですけれども、町内に全国チェーンの移動スーパーが増えていて、その影響が町内のスーパーに非常に出ていまして、私の知っている方でも2人、大正地域も含めてなんですけど、あの影響で売れなくなったから、自分でやっている移動販売をやめたという方もいらっしゃいます。

きちんとしたノウハウを持って仕入れて加工した物を売ってますので、町内あちこちで、これは民間がやっていることですから、やめろとか止めるわけにはいきません。そういった競争の下で必死に民間の方もやっておりますので、そこら辺りも地元の方との協議

の中では十分に話をして、やはり家地川地区でこの事業が始まったら、地元の方は身近なもので必要な、買えるもんはここで購入するんだと、そういった地域挙げての意識がないと、簡単にあっちが安いから、ついでに買うわとなると収益性が本当に落ちますんで、そんな運営の状況のことも含め協議しながら慎重にやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 家地川地域活性化拠点施設の設立についての経緯、一度出された予算案を議会が事業計画なりにちょっと不安要素があるということで否決しまして、再度、その事業計画、収支、予算、いろんなものを見直した上で提出されて承認されたという経緯があります。

この家地川地域活性化拠点施設、1 階は地元が、2 階は町が直営となっております。その事業を、ここに括弧で事業委託を含みますとなっております。先ほど下元議員からもありましたように、3 年後には指定管理をするかどうか検討して、そこを考えるとありますけれども、こういった集落活動センターの事業というのは、やっぱりスタート時点からそれなりの計画によって、3 年後を見据えて事業をスタートしていないと、3 年後に判断するといっても、なかなかそのときにはどうなのかなという不安があるから、議会でもそこをいろいろ議論したと思うんです。

この3 年後、今から宿泊施設については町がどれくらいの感じで関わって、地元と一緒にやっていくのか。宿泊施設については当初、大学とかいろんなところの利用者をという内容だったと思うんですが、その辺に対しての営業のかけ方だとか、PRも既に始まっておるのかなと思うんですが、どのように町が運営に関して関わっていくのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えします。どのように関わっていくかでございます。7 月のオープンに向けまして、パンフレット等も準備をしなければなりません。そういったところは広報情報係とも連携しまして進めています。

それから、大学の話もございましたけども、6 月にも説明しましたけども、PRは以前よりつながりのある関西大学へも行っております。そういったところで、だんだんにPRもしていけないかるところですけれども、今度、観光協会とも連携して運営に努めていきたい

と思っております。

○議長（味元和義君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） もう少し詳しく聞かせていただきたいと思ったんですけども、事業計画がいろいろ出されておりましたし、そういったことが、今、新型コロナウイルス感染症の影響もありますので、すぐにほかの地域から宿泊云々でスタートできるというところにはないかと思えますけども、それでもかなり綿密なPR活動云々をしていないと、なかなか3年後に検討するといっても、3年後には指定管理へ移行するためにやっていくのがベストな活動の仕方だと思うので、現時点でまだそれがなければそれはもう仕方ないとは思いますが、十分に町も関わって、この拠点施設、成功に向けて努力をしていただきたいと思うんですが、町の関わり方、再度どのような意気込みで思っておるか聞かせていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今後のこともありますので、私からお答えしたいと思います。

今回の当初予算に計上させてもらっておりますけども、今までの観光事業の体制を振り返りました。ちょうど観光協会事務局長も今回交代をします。特にそれに合わせて、やはりこれから自然体験型観光を進めていくからには、家地川の宿泊施設もそうですけれども、今後の有機的な連携を図りたいという思いで、先頃から、企業人ということで旅行業に従事しておる方を招へいして取り組むようにしています。

観光協会事務局長も旅行業の資格を持った方を採用される見込みですので、着任早々、こういった、町全体の課題を1回整理させていただくと。その課題を整理した上で、自然体験型観光を推進するという方向性を決めたいと思います。着任時にちょっと寄っていただいて私と話をし、現場で今計画しておる事業計画も含めて、もう一回精査をして、今後の展開の基本的な考え方、そして、去年は高知市内の学校から日帰りですけども、2日にかけて、いわば修学旅行的な体験もしていただきました。現場からは、本当にいい素材があると聞いておりますので、今までにない、1ランクバージョンアップさせた体制で、旅行業として我が町の資源をしっかりと使っていただいて、例えばウェル花夢や三島キャンプ場ですね。そういったところとしっかり連携していこうと計画しております。

町職員をそのままなかなか観光事業にということは、当然、リーダー的に難しいと思いますので、しっかり行政の責務は責務としてやりながら、そこに新たな血を迎えて、次の展開を目指そうということで体制整備をしようとしています。今までは、観光協会も行政

も、そして、地元も個人ではやりにくいところがあるとか、隙間がありましたけども、その隙間をしっかりと埋めて観光資源をしっかりと磨き上げたり、観光商品をつくっていただける環境を整えたいと思っております。

令和3年度はそういった新たな体験型観光も含めて、町内の観光の事業化をしっかりとしていきたいと思いますので、全て今回の企業人に委ねておるわけじゃないですけども、しっかりと連携を取りながらやっていきたいと考えています。

○議長（味元和義君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 町長から心強い気持ちをいただきまして、ありがとうございます。その企業人とか今度の観光協会事務局長も長崎県で観光協会の事務局長をやられていたと。あっちこっちいろんなところでそういった経験を積んでこられた方。企業人もかなりの経験を積んでおられる方ですので、そういった方の力が分散しないように、その辺を町が役割として接着剤になって、その人たちが最大限に力を発揮できるような役割を果たしていただきたい。

この拠点施設、3年後には自立できるまでの計画を立てて着実にそれを実行していく、そういう意気込みでやっていただきたいとお願いしまして、質問を終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 利用料についてお伺いします。議案書12ページの別表第1、第11条関係。利用料は長期滞在型で一月が月額1万8,200円。それから短期滞在は1人1日3,200円。その下に備考2の長期滞在の利用期間は1か月以上2年以内とするとあります。これ、例えば再利用といいですか、1週間空けて同じ者が利用できるのかどうか。

それから、三番目の長期滞在の利用期間に一月未満の端数が出るとき、日割りによって計算をするとありますが、その月々によって31日で割るのか、30日で割るのか、また、2月であれば28日、29日で割るのかと。そういうところが出てこようと思いますが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（味元和義君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） 条例では細かいところまで決めることはできませんので、規則できっちり定めたいと思っておりますが、利用期間は原則2年ということで、続けての利用は考えてないところです。

日割りの計算になりますけれども、30日の月は30日、31日の月は31日、29日の月もあれ

ば28日もあると思いますけど、分母はその数で割っていくようになろうかと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） ということは、同じ者が再利用はできないということでよろしいですか。

○議長（味元和義君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えします。そこまで細かいことは決めておりませんが、独占になってもいけませんので、そこはきちっと定めたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それではだんだん質問がありましたが、ほかの点でお伺いしてみたいと思いますが、議案説明資料21ページです。まず、3年間は地元住民の組織する団体に委託したいということですね。その委託料が今年度は25万円、予算計上されておりますが、恐らく使用料についてもこの組織に与えるんだということでの25万円ではないかと思いますが、その点についてをまず第一点。

それと、この家地川地域活性化拠点施設は、集落活動センターと2階の宿泊施設も含めたのを拠点施設というのかどうなのかという点なのですね。というのは、施設管理の説明の中で、この施設については地元住民が組織する団体を指定管理者として管理し、集落活動センター事業の活動拠点としても活用していただく予定ですということです。ただ、今日あとで何十本かの指定管理を認めるかどうかがあるわけですが、私は過去に道の駅四十とおわのことで聞いたことがあるわけですが、今回も同じ敷地内に1階部分は集落活動センター、2階部分は町の宿泊施設をつくるわけですね。そうなったときに2階部分は収益を目的とする施設ですね。後々の指定管理の分とは違う立てりの考え方ですね、これは。

今の答弁を聞くと、行く行くは地元指定管理をしたいということですね。となると、収益を目的とする町の施設については基本的には公募するんだというのが、町の基本的な考え方であるわけながですね、今までの答弁を聞いてみたら。しかし、この施設については1階に集落活動センターがあるので、2階の宿泊施設も地元指定管理をさせたいという町の希望なわけですね、これを読んでみると。それは今までの収益を目的としたほかの

施設とは違う観点での施設になるわけですので、この違いを町としてどう考えるのかが大きな私の疑問です。

私は違う考えを持っていますけども、町は収益のある施設については公募するというのが基本的な考え方、今までそう述べてこられました。その違いをしっかりとってもらわないとおかしなことになりますので、その点を町長から答弁を求めたいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えします。最初に使用料のお話がありました。条例には使用料と利用料で設けております。使用料に関しましては町の収入、利用料につきましては指定管理者の収入となります。

それから、建物全体という質問でした。この条例を制定するに当たりましていろいろと考えました。2階の部分と1階の部分を切り離して、1階を集落活動センターにして無償貸与にすることも考えましたし、それから全体を集落活動センターとして位置付けて条例を規定することも考えましたけれども、やはり全体を集落活動センターとすればずっと地元がやっていかないかんことにもなりますので、それはやめまして、拠点施設ですけれども、全体を集落活動センターという位置付けは見送ったところです。1階の部分に関しましては集落活動センター、2階の部分は簡易宿泊施設、業務委託する施設としました。それで、1階、2階、階段部分でありますとか、それから2階にも共用の部分があります。そういったところでさび分けがしにくくて、きっちりと分けることができませんでしたので、指定管理という形を取らせていただきました。

それと、収益施設は基本公募ということでございますけれども、ここにつきましては許されるのであれば公募をせずに地元指定管理をしていきたいと思っておりますけれども、もし、地元が受けられないとなれば、公募も可能な条例と取れますので、その点をご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長、苦しい答弁をしたと私は思うのですが、おかしいというか、基準がないがですね。ここについては地元にてできるだけ指定管理をお願いしたいと。しかし、家地川地区が受けられんようだったら公募もあり得ると。そんな基準はありませんよ。これは地元でさそう、こっちは地域外の団体にさせよう、これは収益が出そうにないので公募しよう。そんな勝手な町の付度はないはずですよ。基準がないと。だから、

私が道の駅四万十とおわでも聞いたのはそこながですよ。私が言いたいのは同じ敷地内、特に家地川はそうです。1階は集落活動センター、県の補助金をもろうた地域のセンターながですよ。2階部分は町が建設する町の施設なので立てりが違うがね。だから、そこをしっかりとしないと、町の付度で、これは地元になさそうじゃないか、もうけんようだから公募にしよう、そんな得手勝手な指定管理はありませんよ。だから、しっかりと基準を設けて、同一敷地内にある施設についてはそういうことでいくんだという1本筋の通った町の考え方がないと。それぞれの施設、それぞれの思いでこれは地元になさそうぜとか、3年間やってみたけど、もうけがなさそうだから地元が受けそうにないので公募しましょう、そんな指定管理の仕方はない。後々の議案の、集落施設とかいうのは収益を見込んでない施設管理ながですので、それはええでしょうが、この拠点施設は収益を目的にした施設ながですよ、あくまでも。そこを、どうするのか。これ見ると地元にした、希望、期待。でも、地元が受けるかどうか3年後は分かりません。私はしっかりとした基準を設けんと、今後おかしなことになっていく、基準を設けてもらわなければ困ると思います。担当課長では答弁が難しいと思いますので、町長か副町長にちゃんと答えてほしい。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 収益施設については議員ご指摘のように町としては原則公募で、これまでも議会の皆様と事前の調整をしてきました。そういう中で企画課長も申しましたけれども、なかなか収支がこの3年間でしっかりと見通せないといった状況が片一方ではあるかと思います。そういうことを踏まえまして、基本は公募にしていきたいわけですが、具体的な基準であるとか、公募にしていく中身の精査はまだできておりませんので、今後これからの3年間の収支状況を見る中で、公募、非公募の時期も併せて、再度議会の総務常任委員会なりと事前の調整をさせていただいて、しっかりとした町の基準を示させていただきたいと考えています。

基本はあくまでも公募という形は取りたいと考えております。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 副町長から答弁いただきました。今後こういった施設ができるかどうか分かりませんが、現在、十和のジップラインを委託でやらせてますね。今度の、ここも町が直接つくって、地元になさそうに委託料を払う施設ですね。だから目下、その二つが今後大きな指定管理のときに問われると思うんですよ。とおわの道の駅も場所は違うけれども、同じ敷地内ながですね。家地川も同じ敷地内ながですよ。私は集落活動センターだ

けではなかなか。今、県下見ても収益上げている集落活動センターはありませんよ。

一つ願わくは、私はセットで家地川はやる方がベターではないかと思えますけれども、町は収益の上がる施設については公募すると言ってきましたので、そのこの区別をしっかりとしてほしいがために私は質問をするわけですよ。決して公募せよとは思っていません、この施設。ジップラインも含めて。こういう利益がある施設だけれども、こういう理由でここに指定管理を希望するという、一つしっかりとした目的と基準がないと、町の勝手な付度でやるのは良くないと思えますので、どうか、3年間、また、やがてジップラインもそうでしょうが、しっかりとした理由付けを持った指定管理先の設定について答弁を求めて終わります。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） しっかりと対応をしなければならんと改めて感じました。

特にこの家地川の簡易宿泊施設は、ちょうど4年くらい前に農家住宅の流れで指定して研究してまいりました。というのは滞在していただいて、農家の作業の支援をいただくとか、農協とも協議をさせてもらったところですけども、加えてその周辺に中間管理住宅で整備しています。町としたら、まずは米奥地区の農家住宅、あそこはもう単独の農家を育成する。ここにおいては体験をしていただきながら季節雇用にある人たちも泊まっていたかどうか、そういった意味もありました。影野地区の部分についてもそういった指定で3か所を研究してまいりました。結果として、ジップラインというご指摘もございましたが、基本的には町の課題を払拭する、解決する一つの施設と私自身は考えてきておりましたので、基本的には地元の方にいろんな家の中間管理住宅の家探しであるとか、そういったところで非常にお骨折りをいただいたところです。

確かに、単に収益を上げるという部分もありますけれども、その背景にはやはり地域に入っていただいて、例えば季節のこと、そしてそこで体験して就農もしていただけるという位置付けの施設でございますので、その辺は今日いただいたご意見も基にしっかり整理させていただいて、基本的には公募であるというご意見もしっかり尊重しながら対応していきたいと思えます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第2、議案第20号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、議案第21号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは議案第21号ということで、四万十町移住支援住宅の設置というところです。

これ、一昨日、高校支援の関係で一般質問した中で流れを伺った内容でありますので、再度、確認かたがた状況を聞いておきたいと思います。昨日、この場所を歩いてきました。しっかり出来上がっていきまして、今後の動きもしっかりされているようでありますが、内容は要するに、移住者支援のために、高知信用金庫から譲り受けた建物を改装して住宅を構えたということですが、一昨日の話の中では急場しのぎ、高校の寮の不足に当たっての一時的な扱いという内容でしたので、これについては例えば令和3年度が明けまして、県立高校ですので、県とのいわゆる貸与というか、管理がどういう形になるのか。これは1年単位なのか、それともどういう形で契約を結ばれるのか。

それから管理体制です。要するに、生徒がしばらくそこに入るわけですので、後々の管理、将来的には移住支援住宅として使っていくという構え方でありますので、そこの辺りの令和3年以降の考え方を再度お伺いしておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 移住支援住宅についてですが、議員がおっしゃられたように、高知信用金庫の社宅の購入に関しての協議を進めた中で、四万十高校の学生寮に代わる施設を整備する前提で話をしてきた経緯があります。寮の整備という形ではなかなか話が進められなかったこともあり、そういう形を取ってきたということですので、あくまでも移住支援住宅という立てりの町の住宅となります。

管理ですが、当然、寮でしたら舎監等を置いて管理をしていくわけですが、高校生等が利用する場合は、今の木の香寮との関係性をもちまして、舎監を兼務する形での対応になるかと思いますが、そこら辺はまだ検討中です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 質問の仕方が悪かったのかも分かりませんが、聞きたいのは支援住宅として構えていくという今回の条例改正ですけども、今までの中身をちらっと伺うことがあって、高校の寮とすることを念頭に置いていた裏話がありましたので、しっかりした段階で、ずっと将来的に支援住宅でやるんだと。高校の寮としては一つの急場しのぎだけという考え方でいいのかどうか、それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 担当局長が苦しいような答弁になるかもしれませんので、私からお答えさせていただきたいと思います。確かに先ほど担当局長が申しましたように、当初は、木の香寮の附属という考え方を持っていました。ただ、ずっと将来にわたって地域の施設とするならば、やはり移住支援ということでしっかりそこで構えて、将来、生徒数が減った段階でも利用できる含みを持って、移住支援住宅という位置付けで整備をしたところです。

管理について、木の香寮と兼務ということがございましたけれども、何日か前にも地域振興局長と協議をして、やはり子どもを預かるわけですから、そこら辺はしっかりと安全に預かっていただけるかという保護者の心も考えながら、この議案を議決いただきましたら、早急に教育振興会とも学校長とも協議してやっていきたいと思います。

やはり安全な管理はしていかなきゃなんと思いますので、兼務でいいのかどうかも含めてちょっとまだ疑問符を打っているところですので、その辺はなるべく保護者の意向に沿える体制でいきたいと考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 何点かだけです。

一点目は過去に大正町時代、町営住宅へ高校生を住ませたことがありました。そのとき、私が指摘したのは、住民票があるかないかという問題です、町営住宅の場合は。その当時、母親に住民票を大正町に移していただきました。それがびっくり、県下で1位2位を争う所得を持たれた方でしたので、町税が1年間で何千万円と入った記憶があります。高校生を受け入れることは必要だと思いますけども、住民票がないならば町営住宅に入れる条件に該当しないと思うんです。だから、その点を町としてどう考えるのか。

私も下宿したことがありますけれども、一般的には住民票は移さんがですよ。私はたまたま寮へ入れたので住民票は要らなかった。ここはそうはいかん家庭ながですね、寮では

ありませんので。そういうときにその点をどうしていくのか。

それと、木の香寮が満杯なので一時的にこの住宅にということは結構だと思いますけれども、問題は家賃をどうするのかという問題。当然、この移住支援住宅は月額料金が決まっているということです、木の香寮との整合性をどうするのかという点。ましてや既に、合格者が発表になりました。恐らく、町外からも来られるでしょう。その金額もまだ分らん中で、まだ決めてないが、恐らく合格した段階でどこの住宅へ入るか、保護者は不安なはずです。金額を決めて、住宅料金はこれだけでも、高校生については、こういう支援をしますと。当然、木の香寮の朝食、夕食を食べるんでしょう。それを除く家賃はどうなのか、もうそろそろ提示しないと保護者は大変不安じゃないかなと、その点をしっかりと決めておかなきゃいかん時期ですので、どう考えるのか。その二点。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） お答えします。住民票の異動についてですが、今の条例では、転入という建前となっておりますので、入居を希望する方には転入していただく形を取っております。

それから家賃のことですが、条例上は民間等の家賃を勘案して定めとなっておりますんで、1DKと2DKの部屋がありますが、1万5,000円から最大2万8,000円までの間で設定していきます。

もう一つ、寮費との均衡を図ることも必要ですので、四万十高校の教育振興会で寮費の助成をしておりますので、当然そういった協議をこれからされていくということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、大正地域振興局長から答弁をいただきましたが、いや、私が言いたいのは一般的に高校生、大学生は住民票を持って入学はせんがですよ。保護者の元に住民票は置いたままですね、基本的には。私の経験から言っても。皆さん子ども育てて、高知市内とかの高校に行かすに、おい住民票を持っていけないかんぞとは言わんと。町長どうですか。多分、持っていかんと思いますよ。保護者も当然住民票置いておくと思いますよ。

だから、そこをしっかりとしてほしいということ。そりゃ、一般の人は転入すりゃ住民票移すでしょう。それは当たり前のこと。私が言うたのは、この施設は高校生が該当ですので、住民票がない高校生をどうするかという問題です。そこをしっかりとしちよかと困る

ということ。旧大正町の過去の事例も言いましたが、これはいかんと思って、私が指摘したら両親が応じてくれて、母親が大正町に住民票を移したという経過を述べた上で、私は質問しゅうがですよ。恐らく高校生は住民票移さんと思いますよ、私の想定では。私も移してきませんでしたので。だから、住民票のない方をこの住宅に入れるかということなですよ。そこをちゃんとせないかんということ。

それと家賃についてはいろいろあったけども、じゃあどれだけの支援をして、木の香寮では給食費が何ぼ、家賃は何ぼというのをちょっと示してほしい。教育振興会から補助していますではなくて、ちょっと具体的に挙げてもらえませんか。

以上です。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 私から、転入要件についてのご質問に回答したいと思います。

まず、町内の移住・定住に係る住宅ですけれども、ふるさと住宅、それから定住促進住宅、そして今回の移住支援住宅と３種類ございます。中間管理住宅はちょっと除いておりますけれども、その３種類のうち、ふるさと住宅、大正では城山ハイツ内にあるかと思いますが、こちらの入居資格としまして町内に新たに転入する予定者、あるいは新たに転入して住民登録をして３年以内という要件がございます。

今回の移住支援住宅ですけれども、町外から転入して町内に居住しようとする者ということで、確かに転入という言葉はございますけれども、議員がご心配されるように、厳密にこちらに住所を置かなければならないという規定、住民登録という言葉はございませんので、そういったところでは柔軟な対応をしたいと思いますが、また、できることであれば住民票を置いていただきたいとお話をしたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 寮費についてですが、現在、月額１万円、あと食費として月額２万円、合計で３万円をいただいておりますので、移住定住の住宅に関してはその差額分は、何らかの助成をしていく形を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 政策監、答弁されました、私が心配するのは、この問題は高校生をなんとか入れちゃらないかんがです。そのことは私も賛同します。ただ、夕べテレビ見

よったら、多拠点施設という、今、新型コロナウイルス感染症禍で、東京なり都会で住む人がテレワークで仕事するために2か所も3か所も全国で、夏はここにしばらくおろう、冬はこっちだというて、いろんな施設を変える方がおられるそうです。大変リッチな生活をされているようです。例えばここへ、テレワークに来る、要するに転々として仕事をする方が、住民票を移さんなら、税金もここには落ちんがです、私が言いたいのは。一般の人が2年ばここでおろうか、今度はあっちへ行こうかだったら、成人の場合は、町には家賃しか入らんがですよ。だから、やはりその点はある程度条件として町の施設については住民票を移すことを条件にしないと、ただ来てもらいたいためだけで、あまり優遇しすぎても、中間管理住宅もそうなのですが、私の近くでもほかへぼんぼん移られるがです。本当はそこにしばらくおってもろうて地元で定住してくれるのが理想なのですが、転々とされてそんなに意味がないので、やはり腹をくくってもらう意味でも住民票を移してくださいという形の住宅にしてほしいなと、ちょっと反れましたけどすみません。

高校生についてはある程度、条件をつけんといかんがじゃないかなと私は思うたので言いましたが、今後私の言うたことを分かってもらえれば十分検討していただいて、高校生がしっかり3年間はここにおってもらうようにしてもらいたいと申し述べて終わります。

○議長（味元和義君） 教育長山脇光章君。

○教育長（山脇光章君） 私は以前から関わってきましたので、少しご説明いたします。

四万十高校の特に県外から来て寮で住んでいる高校生については、四万十町に住所を移していただきたい。移した上で振興会を通じた助成をしますと、振興会の役員会等でもずっと前から言っておりましたし、その要件を明記してお願いしておりますが、強制ではありません。四万十町民になっていただいて、また振興会では身元引受人をしております。それと支援住宅へ入る生徒も同様となりますし、木の香寮に入っている生徒は月額3万円と決めておりますので、支援住宅に入っても個人負担は3万円と、募集でも案内しておりますので、3万円いただいて、支援住宅の家賃に足りない分はまた振興会から補助とかしいていければと思います。

実際、大学とか高校で下宿する子どもについては住所を移さないケースがありますが、寮を完備している中山間地域の私立とか中学校、高校では住民票の異動をお願いしているケースは多々あります。ある私立でも、そこは住民となっていて一定期間、そこでしっかり町の支援をしていこうと。また、住民基本台帳の異動によりしっかり高校生がそこにいるよと、併せて交付税算定となる国勢調査にも是非入れていただきたいとか、そう

いうこともあって住民基本台帳を、中学生1人でも異動するケースとかいろいろございますので、その点もご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。10時45分まで休憩をします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第4、議案第22号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第23号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第24号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上、議案第22号から議案第24号までの3議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決

します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第25号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第27号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第28号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日

程第10、議案第29号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第30号四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、以上、議案第27号から議案第30号までの4議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決しま

す。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第31号四万十町まちづくり基本条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） この問題は過日の一般質問でも私取り上げましたので、多くは質問しませんけれども、町長ともやり取りをしました。一般質問でも言いましたように、この自治区制度については、2年余りかけて検討委員会の皆様方が熱心に協議をされ答申までいただいていた経過があるわけです。残念ながら時期を逸した感も私はあると思いますので、この改正案について反対するつもりはありませんけれども、ただ、一般質問でも述べましたように大事な意見が寄せられております。町もしっかりと地域の声を反映できるように、組織を含めて検討したいという答弁も出しておりますので、今後の地域の声をどう活かしていくのか、できるだけ多くの方々の意見を聞く組織なり、町自らが意見を聞く場の設定なども含めて早急に取り組んで、やはり町民とともに協働して、この四万十町をつくっていくんだという意思を示していただきたい。その意思を確認した上で採決に私は臨みたいと考えておりますので、町長から力強い答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

田邊議員がご指摘のとおり、本当にこの自治区、特にまちづくり基本条例の中に位置付けられております地域内分権、これについては本当に様々な方に多数回にわたって会議をしていただいて、制定されたものでございますし、とりわけ地域内分権、地域自治区の検討に当たりましては、本当に多くの皆さん方に貴重なご意見、また多大なご労苦をかけて策定されたものだと考えております。

私も非常に悩みました。本来でしたらさらっと進めてもいいという考えもありましたけれども、一町民として考えたときに、本当にこれでいいのかなという思いがありました。逆に、もう一度、原点に返ってということになりますけれども、今本当に大正、十和の2地区にある協議会を全町的に広げて、ただ体制だけ整えるんじゃなくて、私自らもそこへ参加させていただいて、今回の議会で受けた様々な視点から皆さん方にもお話をさせていただいて、地域の総意として我々が受け取れるような体制整備には迅速に努めていきたい

と考えております。

本当に、それぞれ会に行くと、様々な会議がございますけど、非常に熱心な方がおりますし、そういった方が意欲を持って提案、意見を出していただくことはしっかり我々が受け止めないとだんだんに行政離れも進行するのではないかと思います。この件については本当に重い第26条、第27条ですので、その状況を踏まえながら、私自身が、協議会あるいは住民の意見が取れるような、また私自身が直接聞けるような場所をつくっていきたいと思いますので、これをお聞きの町民の皆様方には、それぞれまだ整備がされていない地域におきましてもお願いするというか、共に町政を語っていただけるような場所をつくっていきたいと思いますので、どうかご協力をいただきたいと思います。

私からはそういった思いを持って進めるということを確認させていただいて、答弁に代えたいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第31号について討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

反対ですか。

○14番（村井眞菜君） はい。

○議長（味元和義君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

○14番（村井眞菜君） この案件には私は反対の立場で討論したいと思います。

なぜかといいますと、議会離れや行政離れが進む中、今まで先人の方たちがこういう地域内分権について議論されてきた中で、一定やはりこれに代わるものを先に提示してから削除していくことが手順ではないかと私は思っております。

町の考え方として、町民自らの意思で参加し、活動できる組織づくりに取り組むよう検討してまいりますとありますが、この検討の時間はどれぐらいかかるのかとか、そういうことがはっきりしていないままでは、自分たちの権利を一定放棄する行為になりはしないかなと思ひまして、私は反対の立場を取りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは気は進みませんが、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど私も一般質問、質疑等で申しましたように、本当に地域内分権、地域の雇用をしっかりと行政に生かすためにはそういう組織がしっかりと根づいて、若者も育って、議員にも立候補したいとそういう思いの組織体ができたらなとずっと期待もしておりました。その声がだんだん小さくなる現状を見たときに、ただ自治区を検討しますではもう既に時期が逸したんだとつくづく私も反省しながら町長ともやり取りをしたわけですが、今私も質問したように、また、村井議員から反対討論があったように、確かに住民の意見を行政に反映させる大きな地域自治区であるわけですが、このままではなかなか町民も尻すぼみになっていくし、町とはこんなもんかというあきらめの心境にも接しました。

残念ではありますが、先ほど意見公募手続の中で大事な意見が述べられておりましたので、町長にも先ほど確認を私もしましたが、早急に地域自治区に代わる、特に大正、十和、窪川、3地区でのそういう任意の組織体になるのか分かりませんが、しっかりとつくっていただいて、町民が行政に感心を向けるような四万十町であってほしいなという思いで、村井議員の意見も重々理解するわけですが、ある面、町長のしっかりと住民との話し合いを進めていくんだと、また組織体もつくっていくんだという答弁に期待しながら、この条例改正案に賛成の立場で討論に参加しました。

私の気持ちも酌んでいただいて、ご賛同いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第31号四万十町まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。反対者、村井眞菜君。したがって、議案第31号は

原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第32号四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第14、議案第33号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第15、議案第34号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第16、議案第35号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第17、議案第36号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について、日程第18、議案第37号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第19、議案第38号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について、日程第20、議案第39号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について、日程第21、議案第40号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について、日程第22、議案第41号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について、日程第23、議案第42号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について、日程第24、議案第43号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について、以上、議案第32号から議案第43号までの12議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これより議案第34号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定についてを

採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第25、議案第44号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について、日程第26、議案第45号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第27、議案第46号四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第28、議案第47号四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について、日程第29、議案第48号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、日程第30、議案第49号四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について、日程第31、議案第50号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について、日程第32、議案第51号四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について、日程第33、議案第52号四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について、以上、議案第44号から議案第52号までの9議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これより議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定につい

てを採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第34、議案第53号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、6番武田秀義君の退場を求めます。

〔6番武田秀義君 退場〕

○議長（味元和義君） この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

6番武田秀義君の除斥を解きます。

〔6番武田秀義君 着席〕

○議長（味元和義君） ただいまより休憩をします。11時35分まで。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第35、議案第54号地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者

の指定について、日程第36、議案第55号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について、日程第37、議案第56号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について、日程第38、議案第57号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について、日程第39、議案第58号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について、日程第40、議案第59号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について、日程第41、議案第60号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について、日程第42、議案第61号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について、日程第43、議案第62号窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について、日程第44、議案第63号四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第54号から議案第63号までの10議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決され

ました。

これより議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

これより議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号窪川四万十会館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時44分 散会